

# 兵庫県公報

令和3年9月7日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（兵庫津ミュージアム整備室）	1
○ 兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則（同）	1

## 公布された法令のあらまし

- ◎兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（規則第43号）  
兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例附則本文の規定により、同条例の施行期日を令和3年11月3日とすることとした。
- ◎兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則（規則第44号）  
兵庫県立兵庫津ミュージアムの管理に関して、休館日、開館時間、入館者の遵守事項、特別観覧料の額、施設の利用の許可に係る手続等について定めることとした。

## 規 則

兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
令和3年9月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第43号

#### 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例（令和3年兵庫県条例第15号）附則本文に規定する規則で定める日は、令和3年11月3日とする。



兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則をここに公布する。  
令和3年9月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第44号

#### 兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例（令和3年兵庫県条例第15号。以下「条例」という。）第5条及び第11条の規定に基づき、兵庫県立兵庫津ミュージアム（以下「兵庫津ミュージアム」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 兵庫津ミュージアムの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）

(2) 1月1日及び12月31日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

第3条 兵庫津ミュージアムの開館時間は、9時から18時まで（10月から翌年3月までの期間にあつては、9時から17時まで）とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(遵守事項)

第4条 兵庫津ミュージアムに入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 展示品（知事が指定するものを除く。）に触れないこと。
- (2) 資料（条例第5条に規定する資料をいう。以下同じ。）の近くでインキ等を使用しないこと。
- (3) 許可なしに、資料の模写、模造、撮影等を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと。
- (6) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 利用の許可が必要とされている兵庫津ミュージアムの施設を許可なしに利用しないこと。
- (8) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (9) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (10) 兵庫津ミュージアムの施設に特別の設備、装飾等をしないこと（第13条第1項の承認を受けて行う場合を除く。）。
- (11) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (12) 前各号に掲げる事項のほか、兵庫津ミュージアムの管理上必要な指示に従うこと。

(入館の拒否等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある者その他前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者
- (特別観覧料)

第6条 条例第5条の規則で定める特別観覧料の額は、別表のとおりとする。

(特別観覧の許可の申請)

第7条 条例第5条の規定により資料の学術研究等のための模写、模造、撮影等（第17条第1項第1号において「特別観覧」という。）をしようとする者は、兵庫県立兵庫津ミュージアム特別観覧許可申請書（様式第1号。以下「特別観覧許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(特別観覧の許可の基準)

第8条 知事は、特別観覧許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第5条の許可（次条において「特別観覧許可」という。）をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 兵庫津ミュージアムの施設、設備又は資料を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、兵庫津ミュージアムの管理上支障があるとき。

(特別観覧の許可等)

第9条 知事は、特別観覧許可申請書を受理した場合において、特別観覧許可を決定したときは、兵庫県立兵庫津ミュージアム特別観覧許可書（第15条第1項及び第17条第2項において「特別観覧許可書」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。

2 前項の場合において、知事は、兵庫津ミュージアムの管理上必要があると認めるときは、当該特別観覧許可に条件を付することができる。

3 知事は、特別観覧許可申請書の提出があつた場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(利用の許可の申請)

第10条 条例第6条の規定により兵庫津ミュージアムの施設を利用しようとする者は、兵庫県立兵庫津ミュージアム利用許可申請書（様式第2号）又は兵庫県立兵庫津ミュージアム利便施設事業申請書（様式第3号）（次条及び第12条においてこれらを「利用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 兵庫県立兵庫津ミュージアム利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が

必要と認める書類を添付しなければならない。

- 3 兵庫県立兵庫津ミュージアム利用許可申請書は、兵庫津ミュージアムの施設を利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、知事が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(利用の許可の基準)

第11条 第8条の規定は、条例第6条の許可（以下「利用許可」という。）について準用する。この場合において、第8条中「特別観覧許可申請書」とあるのは、「利用許可申請書」と読み替えるものとする。

(利用の許可等)

第12条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、利用許可を決定したときは、兵庫県立兵庫津ミュージアム利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。

- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、利用許可について準用する。この場合において、同項中「特別観覧許可申請書」とあるのは、「利用許可申請書」と読み替えるものとする。

(設備等の設置の承認等)

第13条 利用許可を受けた施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

第14条 利用許可書の交付を受けた者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立兵庫津ミュージアム利用内容変更承認申請書（様式第4号。次項において「利用内容変更承認申請書」という。）に、既に交付を受けた利用許可書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第12条第1項及び同条第2項において準用する第9条第2項の規定を準用する。

- 3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人又は団体にあつては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(特別観覧料及び使用料の納付)

第15条 特別観覧許可書又は利用許可書の交付を受けた者は、直ちに特別観覧料又は使用料を納付しなければならない。ただし、使用料については、知事が特別の理由があると認めるときは、当該利用の終了後に納付することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、利便施設について利用許可を受けた場合であつて、当該利用許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

(特別観覧料等の免除)

第16条 条例第9条の規定により特別観覧料等（同条に規定する特別観覧料等をいう。次条において同じ。）の免除を受けようとする者は、兵庫県立兵庫津ミュージアム特別観覧料等免除申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(特別観覧料等の還付)

第17条 条例第10条ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、そのときに返還する特別観覧料等の額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 特別観覧料等を納めた者の責めに帰すことができない理由により特別観覧又は施設の利用ができなくなったとき 当該特別観覧料等の全額
  - (2) 使用料を納めた者が施設の利用の3日前までに施設の利用の取消しを申し出た場合において、知事がやむを得ない理由があると認めたとき 当該使用料の全額
  - (3) 使用料を納めた者が第14条第2項の規定に基づき利用の内容の変更の承認を受けた場合において、既に納めた使用料の額が過納となったとき 当該過納となった額
- 2 条例第10条ただし書の規定により特別観覧料等の返還を受けようとする者は、兵庫県立兵庫津ミュージアム特別観覧料等還付請求書（様式第6号）に、特別観覧料等の領収書又は特別観覧許可書若しくは利用許可書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(寄託又は寄贈)

第18条 兵庫県ミュージアムに資料の寄託又は寄贈をしようとする者は、知事に申し出て、その承認を受けなければならない。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、兵庫県ミュージアムの管理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年11月3日から施行する。

別表 (第6条関係)

区分		単位	金額
熟覧・拓本		1点1回につき	150円
模写・模造		1点1回につき	2,100円
撮影	学術研究を目的とする場合	単色	1点1回につき 150円
		原色	1点1回につき 300円
	学術研究以外を目的とする場合	単色	1点1回につき 1,000円
		原色	1点1回につき 2,100円

備考 1 資料は、1式、1組等で1資料とするものは、それらを1点とする。

2 撮影は、同一資料について原板3枚以内を1回とする。

様式第1号（第7条—第9条関係）

兵庫県立兵庫津ミュージアム特別観覧許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....）.....

電子メール.....

品 目	点 数	所 有 者	備 考
観 覧 希 望 日 時	年 月 日 時から 時まで		
観 覧 の 方 法	熟 覧 拓 本 模 写 模 造 撮 影（ 単 色 ・ 原 色 ）		
観 覧 の 目 的			

注 観覧の方法の欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第2号（第10条—第12条関係）

兵庫県立兵庫津ミュージアム利用許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....）.....

電子メール.....

利 用 の 目 的	
利 用 の 日 時	<p style="text-align: center;">年 月 日 時から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時まで</p>
利用する施設の名称	
利 用 人 員	人
備 考	

様式第3号（第10条—第12条関係）

兵庫県立兵庫津ミュージアム利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....）.....

電子メール.....

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第4号（第14条関係）

兵庫県立兵庫津ミュージアム利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....）.....

電子メール.....

変更の内容	事項	変更前	変更後
	利用の目的		
	利用の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	利用する施設の名称		
	利用人員	人	人
	その他		
変更の理由			

様式第5号（第16条関係）

兵庫県立兵庫津ミュージアム特別観覧料等免除申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....）.....

電子メール.....

許可年月日及び 番 号	年 月 日 第 号
利用等の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
免除申請の内容	特別観覧料 円 使用料 円
免除を受けよう とする理由	
備 考	

様式第6号（第17条関係）

兵庫県立兵庫津ミュージアム特別観覧料等還付請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ）

電子メール

許可年月日及び 番 号	年 月 日 第 号
利用等の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
返還請求の内容	特別観覧料 円 使用料 円
返還を受けよう とする理由	
備 考	